

仙台市の事業ごみ減量の取り組み

令和4年9月2日

仙台市環境局 事業ごみ減量課 指導係

事業ごみの内容物検査

市焼却工場の搬入禁止物

- ①産業廃棄物
- ②リサイクル可能な紙類(資源物)
- ③飲料用の缶・びん・ペットボトル(資源物)
- ④毒性、危険性、引火性等のあるものなど
- ⑤法律でリサイクルが義務付けられているもの

内容物検査概要

- 平成25年度から開始
- 搬入禁止物が混入していないか検査を行う



▲展開検査装置導入前の様子
収集車1台分、約2トンの事業ごみを
工場の床に降ろし、検査を行います。

内容物検査の強化（H30～）



平成30年2月から各清掃工場に導入した内容物検査装置を用いて、ほぼ毎日検査を実施しております。

導入後の検査

- 事業ごみの減量と分別を推進するために市内3つの焼却工場で実施。
- 専門の検査員1班4人・2班で実施
- 年間約2000台の車両を検査



▲収集車からごみを
コンベア上に落とす

▼不適物がないか、確認



搬入禁止物の例(紙類)



シュレッダー処理した紙や紙製の外箱。これらはリサイクル可能です。**H17年度より搬入禁止。**

リサイクル可能な紙類の処理方法



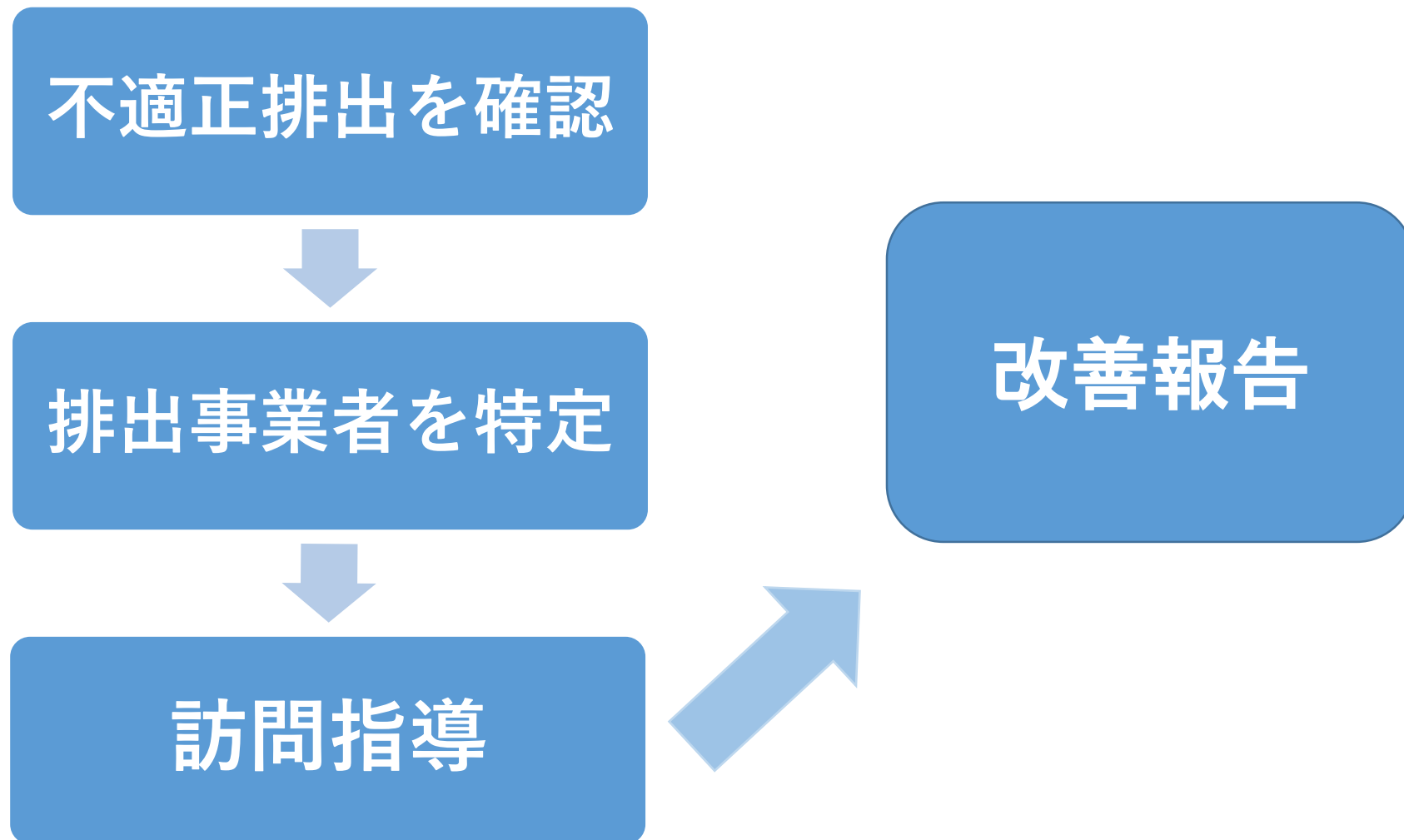
- ・仙台市の事業系紙類回収庫に持ち込む
- ・民間の紙類回収ステーションに持ち込む
- ・紙類回収業者・古紙問屋に回収を依頼する
- ・市の一般廃棄物処理許可業者に委託する

搬入禁止物の例(廃プラスチック類)



産業廃棄物である廃プラスチック類。ビニール類やプラスチック製の容器が混入。

内容物検査後の指導



内容物検査後の指導

○訪問指導件数

H30 年度 → 1, 394件

R元 年度 → 1, 062件

R2 年度 → 528件

※R2,3年度は新型コロナウイルス蔓延に伴い、文書での指導

おわりに

事業ごみは、生活ごみとは分別が異なる

- 資源物
 - 産業廃棄物
 - 可燃ごみ
- } 正しく分けて
適正に処理

紙類は可燃ごみに入れずに、リサイクルを！
プラスチック類は産業廃棄物として処理を！

食品ロス削減について

0.食品ロスとは？

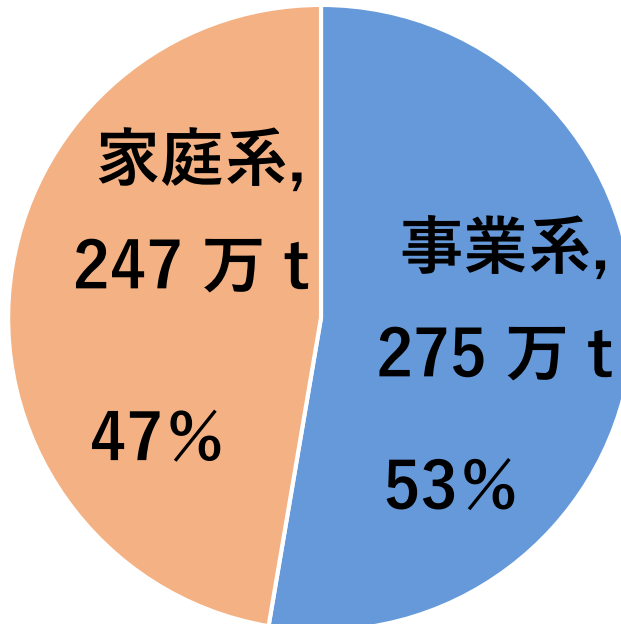
まだ食べられるのに廃棄される食品のこと

例えば

- ◆食べ残し
- ◆期限切れの食品
- ◆端材として捨てられる食品

1.国内食品ロスの現状

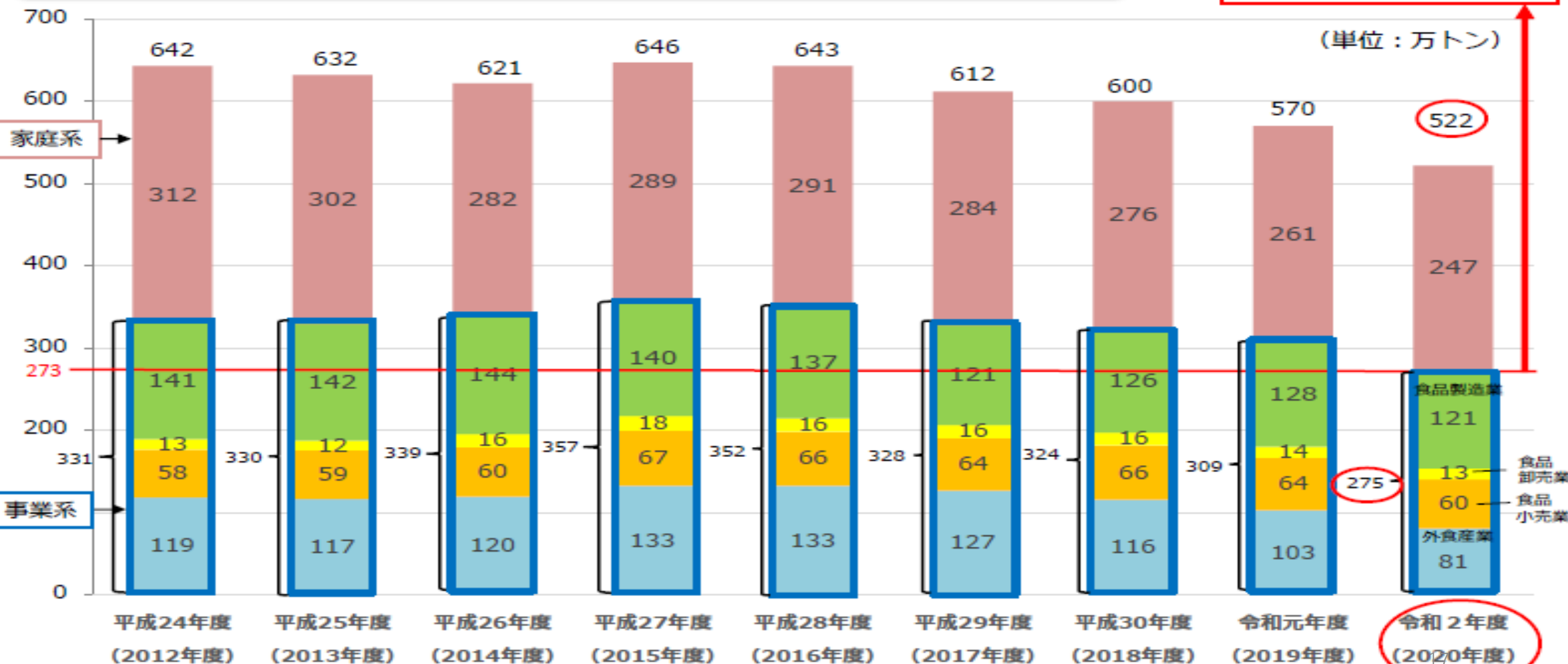
- わが国の食品ロス量は **約522万**トン
(令和2年度推計)
- 国民一人当たり年間**41kg**になる



食品ロス量の推移（平成24～令和2年度）

- ✓ 令和2年度食品ロス量は522万トン、うち事業系は275万トン。
- ✓ いずれも、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降、最少値。

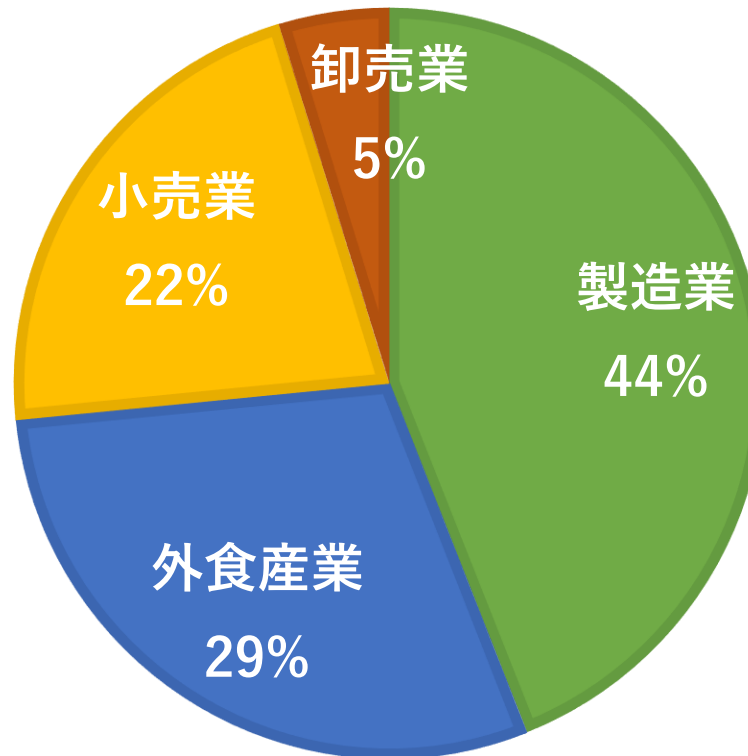
2030年度事業系食品ロス量
削減目標
(273万トン)



2.事業系の食品ロス

事業系食品ロス

■ 製造業 ■ 外食産業 ■ 小売業 ■ 卸売業



令和2年度

3010（さんまるいちまる）運動

会食、宴会時「最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」

食品ロス削減マッチングサービス



食品ロス削減マッチングサービス



10月13日
サービス開始！！

◎参加できるお店

食品販売を行うすべてのお店

◎出品できる商品

**廃棄を避けるために早めに
売り切りたいもの**



- ◎利用登録・出品手数料無料
- ◎スマートフォン・PCで利用可
- ◎専用端末の用意は必要なし



協力事業者募集中

サービス開始は10月13日

[登録はコチラから](#)